

障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱の一部改正

障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（対象者等） 第2条 〔略〕 〔（１） 略〕 （２） 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（令和7年12月15日障障発1215第1号、こ成保第657号、こ支虐第470号、こ支家第476号、こ支障第436号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁成育局保育政策課長、こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、こども家庭庁支援局家庭福祉課長、<u>こども家庭庁支援局障害児支援課長連名通知</u>）及び「措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領」により、障がい児通所支援又は障がい福祉サービスを利用することが必要であると認められた障がい児。具体的には次のとおりとする。 〔①－④ 略〕 ⑤ <u>障がい児入所施設に入所する障がい児</u> i <u>就労選択支援</u> 〔2 略〕 （措置の解除） 第9条 〔略〕 〔2 略〕 3 第2条第1項第2号に掲げる障がい児について、里親・ファミリーホーム・児童養護施設・<u>乳児院・障がい児入所施設</u>への入所・委託措置が解除となった場合、保健福祉センター所長はすみやかに本要綱に基づく措置を解除するものとする。	（対象者等） 第2条 〔同左〕 〔（１） 同左〕 （２） 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（令和7年12月15日障障発1215第1号、こ成保第657号、こ支虐第470号、こ支家第476号、こ支障第436号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁成育局保育政策課長、こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、こども家庭庁支援局家庭福祉課長、<u>こども家庭庁支援局障害児支援課長連名通知</u>）により、障がい児通所支援又は障がい福祉サービスを利用することが必要であると認められた障がい児。具体的には次のとおりとする。 〔①－④ 同左〕 〔新設〕 〔2 同左〕 （措置の解除） 第9条 〔同左〕 〔2 同左〕 3 第2条第1項第2号に掲げる障がい児について、里親・ファミリーホーム・児童養護施設・<u>乳児院</u>への入所・委託措置が解除となった場合、保健福祉センター所長は、すみやかに本要綱に基づく措置を解除するものとする。

様式第 1 号

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

区保健福祉センター所長 様

こども相談センター所長

里親等に委託されている児童に係る障がい児通所支援
又は障がい福祉サービスの利用について（通知）

次の、里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・障がい児入所施設
に措置されている児童について、障がい児通所支援・障がい福祉サービスを利用することが適
当と認められますので、関係書類を添えて通知します。

記

児童氏名

生年月日

里親等氏名（施設名）

住所

連絡先（電話）

様式第 1 号

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

区保健福祉センター所長 様

こども相談センター所長

里親等に委託されている児童に係る障がい児通所支援
又は障がい福祉サービスの利用について（通知）

次の、里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設に措置されている
児童について、障がい児通所支援・障がい福祉サービスを利用することが適当と認められますの
で、関係書類を添えて通知します。

記

児童氏名

生年月日

里親等氏名（施設名）

住所

連絡先（電話）

様式第 1 号 添付書類

[略]

様式第 1 号 添付書類

[略]

附 則

- 1 この要綱は、令和8年〇月〇日から施行し、改正後の障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱第2条第1項第2号の規定は令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存するこの要綱による改正前の障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱様式第1号による用紙は、この要綱による改正後の障がい福祉サービス等を必要とする障がい者（児）に係るやむを得ない事由による措置要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。